

解決案

余社御付

一 解雇者の後給を承認す

二 労付協会の心根は公同体主義に在りしを以て

三 労費性分の負担は解雇者存続に在りしを以て便宜を興ありしを承認す

四 労費臨時休業は解雇者存続に在りしを以て承認す

五 既に発生した解雇者以外に解雇者全前に於ては承認す

六 労三十一日分を承認す

七 社宅の権利費用として前掲持主は二円、此方者は十円で支払

余社御付

一 解雇者は向ふ一週以内は公同体が解雇する事

河野セメ下川工場争議 解決

十月七日 報

交渉難ニテ交渉上不便アリトシテ十二月三日争議団体本部ヲ工場所  
 クノ空家ニ移シ、其後争議団ハ再度会社ト交渉シタモ結果  
 不良ニ相対シテ引リ見込ヲワケテ争議団体加者ヨリ日給一百円迄  
 まで入金トシテ交渉シ計二百七十円集リタリ  
 然ルニ、翌六日川崎署長ノ斡旋ニ依リ公同体合見、折衝結果  
 別紙案項ニテ妥協成シ、円満解決ヲ遂ゲ

要書

要書者才取、才三項ハ承認シ難シ、才三項ハ会社ニ便宜ヲ興フ  
 才四項特別手当ハ会社表以外ニ各自平等ニ日給廿八日分ヲ支給ス  
 才五項、希望ニ副フ様努力ナリ、才六項、解雇者内会社ノ社  
 員位者ハ本日ヨリ内ノ三週以内ニ移シタ事、但シ本週内ニ移シタ

9171'9  
3384

一 河野セメ下川工場争議 解決